

# NZAM 上場投信 TOPIX

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

**農林中金全共連アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第372号

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行います。

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

詳細情報の入手方法

**農林中金全共連アセットマネジメント株式会社**

**0120-439-244**（営業日の9:00～17:00）

**<https://www.ja-asset.co.jp/>**

投資信託説明書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。投資信託説明書（請求目論見書）には約款の全内容が記載されています。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の概況

|             |          |                    |
|-------------|----------|--------------------|
| 設立年月日       | 資本金      | 運用する投資信託財産の合計純資産総額 |
| 1993年 9月28日 | 14億66百万円 | 3兆5,413億円          |

(資本金と純資産総額は、2025年 8 月末現在)

商品分類及び属性区分表

商品分類

|         |        |               |      |         |
|---------|--------|---------------|------|---------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産（収益の源泉） | 独立区分 | 補足分類    |
| 追加型投信   | 国内     | 株式            | ETF  | インデックス型 |

属性区分

|        |      |        |          |
|--------|------|--------|----------|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス |
| 株式（一般） | 年2回  | 日本     | TOPIX    |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会 のホームページ <https://www.toushin.or.jp/> を ご覧ください。

- 本書により行うNZAM 上場投信 TOPIXの募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を 2025年11月14日に関東財務局長に提出しており、2025年11月15日にその効力が発生しております。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、事前に投資者（受益者）の皆様の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、受託会社において「信託法」に基づき、委託会社等の財産とは分別して管理されております。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求目論見書を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておいてください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

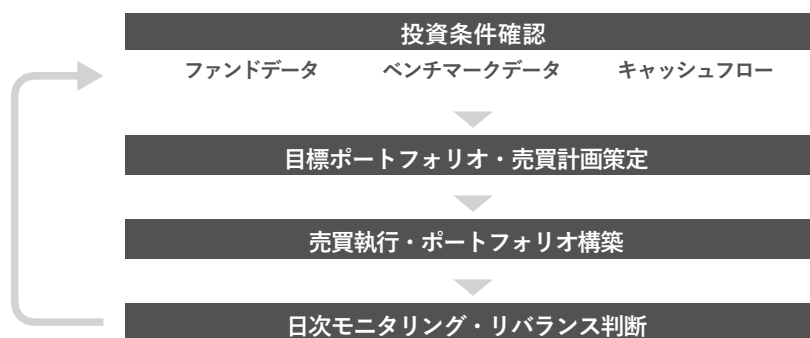
この投資信託は、投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を配当込みTOPIXの変動率に一致させることを目的とします。

### ファンドの特色

配当込みTOPIXの動きに連動する投資成果をめざし、TOPIXに採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式を主要投資対象とします。

上記のファンドの目的に沿うよう、投資信託財産の構成を調整するための指図を行うこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

<運用プロセスのイメージ図>



※上記プロセスは変更となる場合があります。

## TOPIX

- TOPIXは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。

### 指数の著作権等について

- ・TOPIXおよび「配当込みTOPIX」（以下「各指数」）の指数値および各指数に係る標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など各指数に関するすべての権利・ノウハウおよび各指数に係る標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。
- ・J P Xは、各指数の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、各指数の指数値の算出もしくは公表の停止または各指数に係る標章または商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ・J P Xは、各指数の指数値および各指数に係る標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の各指数の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- ・J P Xは、各指数の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、各指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・当ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
- ・J P Xは、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
- ・J P Xは、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社または当ファンドの購入者のニーズを各指数の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
- ・以上の項目に限らず、J P Xは当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

当ファンドは、以下の点で、通常の投資信託とは異なる仕組みを有しています。

## 1 受益権が上場されます

受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、10 口です。
- ・売買手数料は、販売会社が個別に定めます。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

※詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

## 2 取得申込みは有価証券により行われます

受益権の取得申込者は、取得時の「ユニット」を単位として、有価証券による取得申込みを行うことができます。

※「ユニット」とは、受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもので、委託会社が指定します。

原則として、所定の方法に定められている場合を除き、金銭によって受益権の取得申込みを行うことはできません。

## 3 受益権と引き換えに有価証券を交付（交換）します

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する投資信託財産中の有価証券との交換を請求することができます。

通常の投資信託における換金手続きの解約申込みにより、受益権を換金することはできません。

### 主な投資制限

- 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行いません。

### 分配方針

毎計算期間末（毎年 2 月、8 月の各 15 日）に、経費等控除後の配当等収益（配当金、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）の全額を分配することを原則とします。ただし、分配金が零となる場合もあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 市況動向や資産規模などによっては、上記の運用が行えないことがあります。

### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、株式など値動きのある証券を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、投資者（受益者）の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。
- ファンドの運用による損益は、すべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。
- 投資信託は、預貯金と異なります。
- 主な変動要因は以下の通りです。

#### 株価変動リスク

一般に、株式は国内外の景気、政治、経済、社会情勢等の影響を受け、また、個別企業の業績や株式市場全体の動向を反映して価格が大きく変動します。

ファンドに組入れている株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、対象株価指数との連動性をより高めるよう運用を行いますが、主として次の要因により対象株価指数の動きと乖離が生じます。
  1. 対象株価指数の構成銘柄異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行われる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
  2. 追加設定の一部が金銭にて行われた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
  3. 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
  4. 対象株価指数が加重平均であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
  5. 先物取引を利用した場合、先物価格と対象株価指数との間に価格差があること
  6. 信託報酬等のコスト負担があること
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。

## リスク管理体制

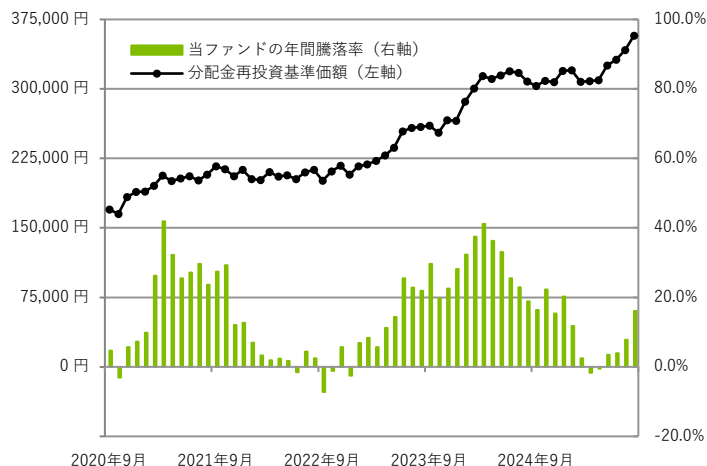
### ■ フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門（運用部）では、担当ファンドマネージャーが、リスクモデルによるトラッキング・エラー（市場全体の動きとファンドが乖離するリスク）の水準を管理しています。また、日々のトラッキング・エラー管理（ポジションリスク管理およびパフォーマンス管理等）を行い、資産ポートフォリオ委員会で決められた方針の範囲内となるよう、管理を行うとともに、直属管理者が状況をモニタリングしています。

### ■ ミドルにおけるリスク管理体制

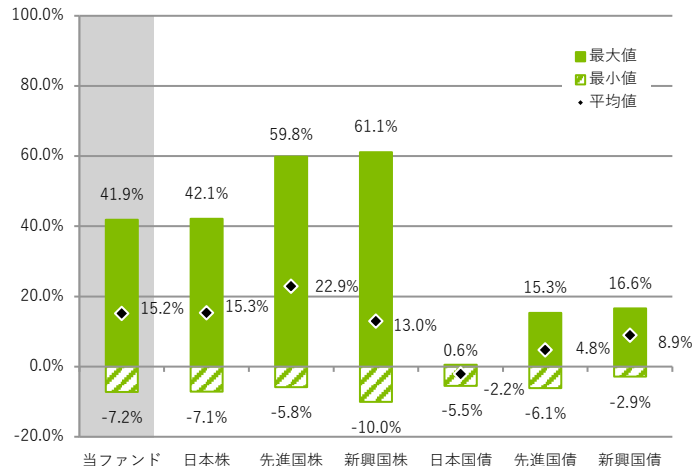
ミドル部門（プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ）は、ファンド運用状況の日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、投資者（受益者）の負託に応える適正な運用プロセスを構築しています。

## 当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- \* 2020年9月～2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

## 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- \* 2020年9月～2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- \* すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \* 各資産クラスの指数  
 日本株：配当込みTOPIX  
 先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当込み、円ベース)  
 新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)  
 日本国債：NOMURA-BPI 国債  
 先進国債：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)  
 新興国債：FTSE 新興国市場国債インデックス (円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

- 配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
  - 「NOMURA-BPI 国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
  - 「MSCI コクサイ・インデックス」、「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc. に帰属します。
  - 「FTSE 世界国債インデックス (除く日本)」、「FTSE 新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。
- 同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。



## 基準価額・純資産の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

## 分配の推移

| 決算期／年月日 |            | 分配金     |
|---------|------------|---------|
| 9期      | 2023年8月15日 | 2,520円  |
| 10期     | 2024年2月15日 | 2,410円  |
| 11期     | 2024年8月15日 | 3,650円  |
| 12期     | 2025年2月15日 | 2,960円  |
| 13期     | 2025年8月15日 | 3,780円  |
| 設定来累計   |            | 29,470円 |

\* 分配金のデータは、100口当たり、税引前の金額です。

## 主要な資産の状況

## 組入上位銘柄

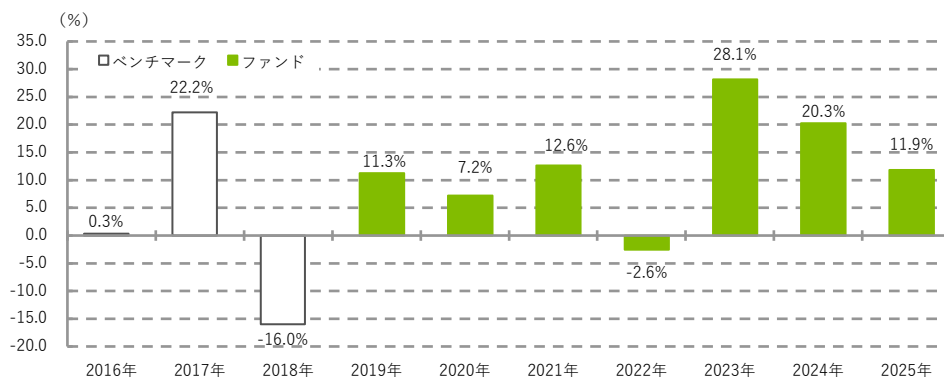
| 銘柄名                 | 業種     | 組入比率 (%) |
|---------------------|--------|----------|
| 1 トヨタ自動車            | 輸送用機器  | 3.4      |
| 2 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業    | 3.2      |
| 3 ソニーグループ           | 電気機器   | 3.1      |
| 4 日立製作所             | 電気機器   | 2.3      |
| 5 任天堂               | その他製品  | 1.9      |
| 6 三井住友フィナンシャルグループ   | 銀行業    | 1.8      |
| 7 ソフトバンクグループ        | 情報・通信業 | 1.8      |
| 8 三菱重工業             | 機械     | 1.5      |
| 9 三菱商事              | 卸売業    | 1.5      |
| 10 リクルートホールディングス    | サービス業  | 1.5      |

\* 組入比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

## 組入上位業種

| 業種       | 組入比率 (%) |
|----------|----------|
| 1 電気機器   | 16.5     |
| 2 銀行業    | 9.2      |
| 3 情報・通信業 | 8.0      |
| 4 卸売業    | 7.0      |
| 5 輸送用機器  | 6.8      |
| 6 機械     | 5.8      |
| 7 化学     | 4.6      |
| 8 小売業    | 4.5      |
| 9 サービス業  | 4.2      |
| 10 医薬品   | 3.6      |

## 年間収益率の推移



- ・ベンチマークは、「配当込みTOPIX」です。
- ・ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資して算出。
- ・2018年以前は、ベンチマークの収益率を表示。
- ・2019年は設定日（2月5日）から年末までの騰落率、2025年は年初から運用実績作成基準日までの騰落率を表示。

\* ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

\* ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

\* 最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。



お申込メモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得単位              | 1ユニット以上1ユニット単位<br>「ユニット」：受益権取得時に適用される現物株式のポートフォリオで、対象株価指数に連動すると委託会社が想定するもの。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ポートフォリオの提示        | 委託会社は、取得申込受付日の3営業日前までに、申込ユニット数に応じた現物株式のポートフォリオを販売会社に提示します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 取得価額              | 取得申込受付日の基準価額（100口あたり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 取得方法              | 追加設定は有価証券により行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 払込期日              | 販売会社が指定する日までに販売会社が指定する方法で引き渡してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 当初元本              | 1口当たり1,582円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 受益権の交換            | 受益権と有価証券との交換ができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 交換単位              | 委託会社が定める一定口数の整数倍                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 交換価額              | 交換申込受付日の基準価額（100口あたり）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 交換期日              | 原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から振替機関等の口座に交換申込を行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受け付けた申込みを当日分とします。ただし、取得、交換の各申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合は午後2時30分までとします。（申込みがこの時間を経過した場合は翌営業日の受付となります。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 取得の申込期間           | 2025年11月15日から2026年5月15日までとします。（継続申込期間）期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 申込受付不可日           | <p>次の期日または期間における、取得、交換の各申込については、原則として受付を停止します。ただし、投資信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、投資信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、取得、交換の各申込の受付を行うことができます。</p> <p>＜取得・交換申込の受付の停止＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>（取得のみ）対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</li> <li>（交換のみ）対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</li> <li>対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々前営業日から起算して3営業日以内</li> <li>対象株価指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象株価指数への採用日ならびに存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日</li> <li>計算期間終了日の3営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）</li> <li>当ファンドが終了となる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めた場合</li> </ul> |
| 取得・交換制限           | 委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換の申込に対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 取得・交換申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、委託会社が運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込の受付の中止、取消しまたはその両方を行うことができます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 信託期間              | 無期限（設定日：2019年2月5日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 繰上償還              | <ul style="list-style-type: none"> <li>受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合または対象株価指数が廃止された場合等には、信託を終了（繰上償還）させます。</li> <li>2021年8月15日以降の受益権総口数が300万口を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 決算日               | 毎年2月、8月の各15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 収益分配              | 年2回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 信託金の限度額           | 10兆円に相当する有価証券および金銭                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 公告                | 委託会社が投資者（受益者）に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 運用報告書             | 運用報告書の作成・交付は行いません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 課税関係              | <p>課税上は特定株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>配当控除、益金不算入制度が適用されます。</p> <p>※上記は2025年8月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には変更される場合があります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |



## ■ 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期       | 項目       | 税金        |                             |
|----------|----------|-----------|-----------------------------|
| 分配時      | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税 | 収益分配金に対して20.315%            |
| 売却時及び交換時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税 | 売却時及び交換時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受け取り方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年8月末現在のものです。なお、税制が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ■ 参考情報：ファンドの総経費率

直近の財務諸表作成の対象期間（2025年2月16日～2025年8月15日）における当ファンドの総経費率（年率換算）は以下の通りです。

| 総経費率（①+②） |            |           |
|-----------|------------|-----------|
|           | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
| 0.12%     | 0.08%      | 0.04%     |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた額で除した総経費率（年率）です。